

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則

(平成7年3月15日規則第11号)

改正 平成8年3月27日規則第13号 平成9年3月28日規則第5号
平成9年12月11日規則第41号 平成10年3月26日規則第12号
平成20年6月23日規則第47号 平成26年4月15日規則第32号
平成28年3月31日規則第47号

北九州市物品等供給契約の指名競争入札参加者の資格、審査等に関する規則（昭和39年規則第137号）の全部改正

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般競争入札（第2条－第8条）
- 第3章 指名競争入札（第9条－第12条）
- 第4章 随意契約（第13条）
- 第5章 補則（第14条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）その他の法令等に定めがある場合を除くほか、市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。以下「物品等供給契約」という。）を締結する場合の一般競争入札の参加資格及びその審査、指名競争入札の参加資格及びその審査、等級の格付並びに指名基準並びに随意契約の相手方の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平8規則13・平9規則41・一部改正）

第2章 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

（一般競争入札参加資格の審査の申請）

第3条 一般競争入札に参加しようとする者は、物品等供給契約の入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、一般競争入札に参加することができる資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）の審査を受

なければならない。

- (1) 登記簿謄本（個人の場合は、民事処分の有無に関する証明書）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 使用印鑑届
- (4) 営業経歴書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、第3項及び第4項の規定による公告において定める書類

2 申請書の受付は、随時に行う受付（以下「随時受付」という。）及び第6条第1項の有資格業者名簿を作成するために2年に1回行う受付（以下「定時受付」という。）とする。

3 市長は、随時受付を行うため、毎年度、北九州市公報により次の事項を公告するものとする。

- (1) 物品等又は役務の種類
- (2) 一般競争入札参加資格に関する事項
- (3) 一般競争入札参加資格の審査の申請の方法
- (4) 一般競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (5) 一般競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

4 市長は、定時受付を行うときは、申請書の提出時期、受付場所、申請方法等を、あらかじめ、公告するものとする。

（平8規則13・平9規則41・平26規則32一部改正）

（資格審査委員会）

第4条 申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の一般競争入札参加資格の有無について審査を行うため、北九州市物品等供給業者資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は技術監理局契約部長、副委員長は技術監理局契約部契約制度課長をもって充てる。

3 委員会の構成、運営その他必要な事項は、別に定める。

（平9規則5・一部改正）

（一般競争入札参加資格の決定及び通知）

第5条 市長は、委員会の審査結果に基づき申請者の一般競争入札参加資格の有無を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（有資格業者名簿）

第6条 市長は、定時受付に係る審査の結果に基づき一般競争入札参加資格を有すると決定した者（以下「有資格業者」という。）の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）を作成する。

2 市長は、随時受付に係る審査の結果に基づき有資格業者となった者については、直前の定時受付に係る有資格業者名簿に追加して記載する。

3 定時受付に係る有資格業者の一般競争入札参加資格の有効期間は、第1項の規定によ

り作成された有資格業者名簿の有効期間とし、随時受付に係る有資格業者の一般競争入札参加資格の有効期間は、前項の規定により有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から当該有資格業者名簿の有効期間の末日までとする。

- 4 有資格業者名簿の有効期間は、当該有資格業者名簿を作成した日の翌日から起算して2年間とする。

(平8規則13・平9規則41・一部改正)

(変更等の届出)

第7条 申請者又は有資格業者が、第2条第2号又は政令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 申請者又は有資格業者は、次に掲げる事項について変更を生ずることとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所

(2) 氏名又は名称

(3) 代表者又は受任者の氏名

(4) 前3号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに有資格業者名簿を訂正するものとする。

(一般競争入札参加資格を有する旨の決定の取消し)

第8条 市長は、有資格業者が、一般競争入札に参加することができない者に該当することとなったとき、又は偽りその他の不正な手段により有資格業者となったと認められるときは、一般競争入札参加資格を有する旨の決定を取り消し、有資格業者名簿から削除するとともに、その旨を当該決定を取り消された者に通知するものとする。

- 2 市長は、有資格業者から一般競争入札参加資格について辞退の申出があったときは、直ちに、一般競争入札参加資格を有する旨の決定を取り消し、有資格業者名簿から削除するとともに、その旨を当該決定を取り消された者に通知するものとする。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第9条 第2条、第3条及び第5条から第8条までの規定は、指名競争入札の参加者の資格について準用する。

(等級の区分)

第10条 指名競争入札に参加することができる資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を有する者について、次に掲げる事項を審査し、別に定めるところにより3等級に区分して格付をする。

(1) 年間平均実績高

(2) 資本の額

(3) 営業年数

(4) 従業員数

(5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

(平20規則47・一部改正)

2 前項の格付に対応する契約の予定価格は、次のとおりとする。

等級

等級	予 定 価 格
A	制 限 な し
B	5 0 0 万円以下
C	1 6 0 万円以下

(平10規則12・一部改正)

(資格及び格付の審査)

第11条 指名競争入札参加資格及び前条第1項の規定による格付の審査は、委員会が行う。

(指名基準)

第12条 市長は、指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合には、第9条において準用する第6条第1項の規定により作成する指名競争入札参加資格を有すると決定した者の名簿に記載されている者のうちから、第10条第2項の予定価格に対応する等級の者を指名しなければならない。ただし、これによりがたい場合の指名に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項本文の規定による指名に当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 地理的条件
- (4) 技術的適性
- (5) 手持契約の状況
- (6) 指名及び契約の実績
- (7) 代理店又は特約店
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、締結しようとする契約についての適否

第4章 随意契約

(随意契約の相手方の選定)

第13条 随意契約の相手方の選定については、前条の規定を準用する。

第5章 補則

(委任)

第14条 申請書等の様式その他この規則の施行について必要な事項は、技術監理局長が定める。

(平9規則5・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の北九州市物品等供給契約の指名競争入札参加者の資格、審査等に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた指名競争入札参加者の資格の決定又は

等級別格付で平成7年3月31日において効力を有するものは、同年9月30日までの間は、この規則の相当規定によりなされた指名競争入札参加資格の決定又は指名競争入札参加資格を有する者の格付とみなす。

- 3 旧規則の規定により作成された有資格者名簿で平成7年3月31日において効力を有する者は、この規則の規定により作成された指名競争入札参加資格を有すると決定した者の名簿をみなし、当該名簿の有効期限は、同年9月30日とする。

付 則（平成8年3月27日規則第13号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月28日規則第5号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成9年12月11日規則第41号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第3条第2項及び第6条第4項の改正規定は、平成10年10月1日から施行する。

付 則（平成10年3月26日規則第12号）
（施行期日）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成20年6月23日規則第47号）
（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年4月15日規則第32号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月16日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第47号）